

『Fードラ』専用車載器の貸与およびサービスご利用規約

「用語の説明」

この『Fードラ』専用車載器の貸与およびサービスご利用規約（以下、「本規約」といいます）において、使用される用語の説明は、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
あ	安否確認デスク	当社が業務を委託している本サービス専用設置されたコールセンターをいいます。
え	『Fードラ』専用車載器	当社がサービス利用法人に貸与する専用車載器で、ドライブレコーダー型テレマティクス端末および専用インカメラをいいます。ただし、サービス利用法人がシンプルプランをご選択された場合、専用インカメラは含みません。
か	解除日	当社の判断により、サービス利用法人に対する本サービスの提供を終了する日をいいます。
	解約日	サービス利用法人の申し出により、本サービスの利用を終了する日をいいます。ただし、申出日の属する月の末日とします。
	管理責任者	サービス利用法人に所属し、同一の法人におけるすべての利用者を管理する個人をいい、本サービスに関わる情報の連絡を受ける者をいいます。
き	機密情報	サービス利用法人およびサービス利用者の開示されるサービス上および技術上の情報、ノウハウまたはデータ等をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は、機密情報には含みません。 ① 開示の時点で既に公知または公用となっている情報 ② 開示の時点で既にサービス利用法人およびサービス利用者が保有している情報 ③ 正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなくサービス利用法人およびサービス利用者が入手した情報 ④ サービス利用法人およびサービス利用者が独自に開発した情報 ⑤ 監督官庁または法令により開示を要求された情報
さ	サービス利用開始日	次のいずれかの日をいいます。 ① 本サービスの利用申込時にサービス利用法人が専用サイトにて設定した日以降で、当社が本サービスの利用申込みを承諾した日 ② ①以外でサービス利用法人と当社が合意の上で設定した日
	サービス利用者	本サービスの対象となる自動車を運転する者をいいます。
	サービス利用情報	サービス利用者の情報（ユーザー名、氏名、メールアドレス、電話番号等）および『Fードラ』専用車載器の利用を通じて取得される情報（位置情報、加速度データ、走行時間記録された

		映像等)をいいます。
	サービス利用法人	『Fードラ』専用車載器および専用サイトを利用する法人・団体・個人事業主をいいます。
し	自動車保険契約	サービス利用法人と当社との間に締結されたフリート契約で、共同保険の場合は当社幹事契約に限ります。
せ	請求開始日	サービス利用開始日の翌月1日をいいます。ただし、サービス利用開始日が1日であった場合、サービス利用開始日を請求開始日とします。
	専用インカメラ	ドライブレコーダー型テレマティクス端末に、専用のケーブルを使用して接続する当社指定の車載用インカメラをいい、付属品を含むものとします。
	専用サイト	本規約に従い当社が提供する一部のサービスの利用に必要な専用のインターネットサイトをいいます。
ち	知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいいます。
て	提携先企業等	当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社が本規約に定めるサービスの提供において提携している企業をいいます。
と	ドライブレコーダー型テレマティクス端末	当社がサービス利用法人に貸与するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをいい、付属品を含むものとします。
ほ	本サービス	『Fードラ』専用車載器の貸与およびサービスご利用規約に基づき当社が日本国内で提供するサービスをいいます。

第1条（規約の目的等）

- (1) 本規約は、本サービスに関する事項およびサービス利用法人に貸与する『Fードラ』専用車載器に関する事項を定めたものです。
- (2) 本サービスは、当社が本規約に従い提供します。

第2条（本規約への同意）

サービス利用法人が、本規約に同意のうえ、専用サイトより利用申込みを行い、当社が承諾した時点で、サービス利用法人と当社との間で本規約に基づくサービス利用契約が成立するものとします。

第3条（本サービスの提供対象法人）

本サービスは、当社と自動車保険契約を締結している保険契約者または記名被保険者で、当社とサービス利用契約を締結した法人（団体・個人事業主を含む、以下同じ）に対して提供します。当社は、その法人に対し、『Fードラ』専用車載器を貸与します。

第4条（サービス提供対象自動車）

本サービスの提供対象自動車は、当社との自動車保険契約により保険の対象となる自動

車であって、『Fードラ』専用車載器を取り付けることができる自動車とします。ただし、不正改造されている自動車は除きます。

第5条（本サービスの提供条件と内容）

(1) 本サービスの提供条件は次のとおりとします。

- ① サービス利用法人が、自らの責任において『Fードラ』専用車載器をサービス提供対象自動車に設置すること。
- ② サービス利用法人が、サービスを利用するために必要な設備（サービス利用法人側のハードウェア、ソフトウェア、回線設備）を整備すること。
- ③ 本サービスの利用開始にあたり、サービス利用法人が所定の手続きを行うこと。なお、専用サイトに登録できるサービス利用者の数には上限があります。

(2) 本規約により当社が提供する本サービスの内容は次のとおりとします。

サービス	説明
① 衝撃検知時の自動発信に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末があらかじめ設定された閾値を超える大きさの衝撃を検知した際に、衝撃に関するデータ、衝撃発生場所等の情報を当社へ自動的に発信し、その情報を当社が受信した後、安否確認デスクからサービス利用法人およびサービス利用者へ所定の方法で電話連絡等を行います。
② 安全運転診断および運行管理に関するサービス	『Fードラ』専用車載器の利用を通じて取得される位置情報、加速度データ、走行時間、記録された映像等に基づく安全運転診断や運行管理に関するレポート等をサービス利用法人およびサービス利用者へ提供します。
③ 事故防止支援に関するサービス	当社または提携先企業等が保有するデータおよび各種センサーを活用し危険挙動や危険地点を検知し、一部の検知結果と運転挙動映像を専用サイトに保存します。
④ 事故時の映像記録に関するサービス	ドライブレコーダー型テレマティクス端末があらかじめ設定された閾値を超える大きさの衝撃を検知した際に映像を記録し、当社および提携先企業等に送信します。

(3) 本サービスは、サービス提供対象自動車が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第6条（本サービスの利用開始日および最低利用期間）

- (1) サービス利用法人は、サービス利用開始日から本サービスを利用できるものとします。また、サービス利用法人が『Fードラ』専用車載器を追加する場合も同様とします。
- (2) サービス利用法人は、少なくともサービス利用開始日から起算して12ヶ月を経過した日まで本サービスを利用するものとします。

第7条（本サービスを利用できない場合）

(1) 第5条（本サービスの提供条件と内容）の規定にかかわらず、当社は『Fードラ』

専用車載器および本サービスの機能につきその性能を保証するものではなく、サービス提供対象自動車の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能の全部または一部が発揮されない場合があります。また『Fードラ』専用車載器の設置または専用サイトの設定が適切に実施されていない場合等には、その機能の全部または一部が発揮されない場合があります。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、サービス利用法人およびサービス利用者は本サービスの全部または一部を利用できないことがあります。

- ① 本サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムの保守、工事または障害修理等を実施する場合
- ② 本サービスを提供するために当社または提携先企業等が管理するシステムが火災、停電、損壊または故障等により正常に動作しなくなった場合
- ③ 安否確認デスクへの通報が一時に集中した場合やサービス利用者の通話音声が著しく不良な状況等により安否確認デスクと正常な通話ができない場合
- ④ 『Fードラ』専用車載器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見された場合
- ⑤ 『Fードラ』専用車載器が、インターネットに接続されている第三者に向けた不正アクセスの発信元となった場合または発信元となる可能性がある場合
- ⑥ 使用環境その他の事情により、『Fードラ』専用車載器の機能が発揮できなくなった場合
- ⑦ 天災または戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生した場合
- ⑧ 本条(2)①から⑦までのほか、当社が『Fードラ』専用車載器の機能を停止した方が望ましいと判断した場合

(3) サービス利用法人が行った申込み時の手続きやその他の手続きに誤りがあった場合は、本サービスの全部または一部を利用できないことがあります。

第8条(サービス利用法人の義務)

(1) サービス利用法人は、『Fードラ』専用車載器の取扱いにおいて、次に定める事項を遵守するものとします。

- ① 『Fードラ』専用車載器を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
- ② 『Fードラ』専用車載器を受領した日以降速やかに、サービス提供対象自動車に『Fードラ』専用車載器を設置し初期動作確認を行うこと。
- ③ 取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で『Fードラ』専用車載器を自動車に設置すること。
- ④ 『Fードラ』専用車載器をサービス利用法人以外の第三者が所有、使用または管理する自動車に設置する場合は、サービス利用法人の責任においてその第三者から『F

ードラ』専用車載器を設置することについて承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。

- ⑤ 『Fードラ』専用車載器の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。
- ⑥ 『Fードラ』専用車載器を紛失した場合は、ただちに当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。
- ⑦ 『Fードラ』専用車載器が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社の指定する連絡先に当社の指定する方法により申し出ること。
- ⑧ 本条（1）⑤から⑦までの場合は、当社が行う確認、調査に応じること。

（2）サービス利用法人は本サービスを利用するにあたり、次に定める事項を遵守するものとします。

- ① 本サービスで利用するIDおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと。
- ② サービス利用情報の保存、管理、バックアップ等について責任を負うこと。
- ③ 本サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについて本サービスに関する機密情報、個人情報等を保護し、不正アクセスを防止するために必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること。
- ④ 本サービスの利用に必要なソフトウェアまたはハードウェアについてコンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を自ら購入および活用すること。
- ⑤ 第17条（個人情報の取扱い等）および第18条（サービス利用情報の取扱い等）について、本サービス利用開始までに、サービス利用者の同意を得ること。
- ⑥ サービス提供対象自動車に関し、サービス利用法人と当社の間で有効な自動車保険契約が無くなった場合、速やかに専用サイトにて報告手続きを行うこと。
- ⑦ サービス提供自動車に事故が発生し、当社に事故の連絡を行う場合には、本サービスを利用している旨を通知すること。

（3）サービス利用法人は、本サービスを利用する場合は、次の行為を行ってはなりません。

- ① 本サービスの提供期間中であるかを問わず、本サービスを通じて知り得た機密情報、個人情報またはサービス利用情報を第三者に開示する行為
- ② 他のサービス利用法人の個人情報を収集または蓄積する行為
- ③ 虚偽の人物を名乗り、本サービスを利用する行為
- ④ 本サービスの利用登録に必要となる情報またはその他の個人情報について虚偽の登録をする行為
- ⑤ 本サービスの全部または一部を複製または複写する行為
- ⑥ 金銭その他の商業的利益を求め目的で本サービスを利用する行為

- ⑦ 詐欺的行為その他の犯罪行為
 - ⑧ 詐欺的行為その他の犯罪行為に加担、またはこれに結びつく行為
 - ⑨ 当社または第三者の知的財産権、肖像権、名誉、プライバシー権、その他の権利または利益を侵害する行為
 - ⑩ 有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
 - ⑪ 『Fードラ』専用車載器の分解もしくは改造、プログラムの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをする行為
 - ⑫ 『Fードラ』専用車載器に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為
 - ⑬ 本サービスの運営を妨げ、当社の信頼を損なう行為
 - ⑭ 本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、販売、移転または担保に供する行為
 - ⑮ 再使用許諾、貸与その他方法の如何を問わず『Fードラ』専用車載器を第三者に利用させる行為
 - ⑯ 他のサービス利用者、ネットワークサービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
 - ⑰ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - ⑱ 公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他のサービス利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームおよびウィルスの伝播ならびにネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。
 - ⑲ 本条（3）①から⑱までのほか、本サービスの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (4) サービス利用法人が本条（3）に定める禁止行為に違反したことにより、当社、提携先企業等または第三者に損害が発生した場合は、サービス利用法人はこれを賠償するものとします。

第9条（管理責任者の任命・責任）

- (1) サービス利用法人は、同一の法人内において、本サービスの利用に関してサービス利用者を管理する者として、管理責任者を1名任命しなければなりません。
- (2) 管理責任者は、自らが管理すべき範囲内において、次の役割を担うものとします。
 - ① 利用者の追加・退職等に合わせて利用者に対し、各種手続きを、遅滞なく行う。
 - ② 利用者に対して、本規約の遵守を徹底し、その状況を監督・監査する。
- (3) サービス利用法人は、管理責任者の異動または退職等に合わせて、管理責任者の見直しを行い、遅滞なく管理責任者の変更を当社に申し出なければなりません。

第10条（サービス利用法人の費用負担）

本サービスの利用にあたって発生する『Fードラ』専用車載器の着脱に係る費用、インターネット上のWebサービスを利用した場合におけるインターネット利用に係る費用等は、サービス利用法人の負担となります。

第11条（本サービスの提供期間等）

- (1) 本サービスの提供期間は、サービス利用開始日から解約日または解除日までの期間とします。ただし、自動車保険契約が解約、解除された場合または自動車保険契約が無効もしくは失効となった場合は本サービスの提供を行いません。
- (2) 第12条（『Fードラ』専用車載器の交換・返却）に定める手続きに際し、本サービスを利用できない期間が発生する場合があります。
- (3) サービス利用法人は、当社が指定する方法および場所にて『Fードラ』専用車載器を受け取るものとします。
- (4) 天災、戦争、輸送中の事故もしくは輸送の遅延等当社の責めに帰さない事由により『Fードラ』専用車載器を引き渡すことができなかつた場合または引き渡しが遅延した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第12条（『Fードラ』専用車載器の交換・返却）

- (1) 当社は、サービス利用法人から第8条（サービス利用法人の義務）（1）⑤に定める申し出を受けた場合は、『Fードラ』専用車載器の破損、故障等の発生状況等を確認した後、返却用ボックスおよび代替となる『Fードラ』専用車載器をサービス利用法人に当社指定の方法によって送付します。サービス利用法人は、当社より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に動作しない『Fードラ』専用車載器を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。ただし、本条（3）のいずれかに該当する場合には、代替となる『Fードラ』専用車載器を送付しないものとします。
- (2) 当社は、サービス利用法人から第8条（サービス利用法人の義務）（1）⑥または⑦に定める申し出を受けた場合は、『Fードラ』専用車載器の紛失または盗難についての発生状況等を確認した後、代替となる『Fードラ』専用車載器をサービス利用法人に当社指定の方法によって送付します。ただし、代替となる『Fードラ』専用車載器を送付した後に紛失または盗難された『Fードラ』専用車載器が発見された場合、サービス利用法人は発見された『Fードラ』専用車載器を当社に返却するものとします。また、本条（3）のいずれかに該当する場合には、代替となる『Fードラ』専用車載器を送付しないものとします。
- (3) サービス利用法人は、次のいずれかに該当する場合は、当社より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、『Fードラ』専用車載器の全部または一部

を当社指定の方法によって当社に返却するものとします。

- ① サービス提供対象自動車の自動車保険契約が解約、解除された場合もしくは自動車保険契約が無効、失効となった場合、または本サービスを解約もしくは解除した場合。
 - ② サービス利用法人が第8条（サービス利用法人の義務）に定める義務の履行を怠った場合、または怠るおそれがあることが明らかである場合
 - ③ サービス利用法人が、『Fードラ』専用車載器の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合
 - ④ サービス利用法人の故意または過失により、第三者に『Fードラ』専用車載器を利用させた場合
- (4) 当社は、当社に返却された『Fードラ』専用車載器に装着等されたSDカードを破棄することができるものとします。
- (5) サービス利用法人は、次のいずれかに該当する場合には、ドライブレコーダー型テレマティクス端末1台につき違約金25,000円、専用インカメラ1台につき違約金8,000円を当社に支払うものとします。
- ① サービス利用者の責めに帰すべき事由により『Fードラ』専用車載器の破損、故障等が発生した場合
 - ② 本条（1）または（3）に定める返却期限を過ぎても『Fードラ』専用車載器を当社に返却しない場合
 - ③ 第8条（サービス利用法人の義務）（1）⑥または⑦に定める場合であって、サービス利用者の責めに帰すべき事由により『Fードラ』専用車載器を当社に返却することが社会通念上不可能な場合

第13条（利用可能な『Fードラ』専用車載器を貸与できなかった場合の対応）

当社の責めに帰すべき事由により利用可能な『Fードラ』専用車載器を貸与できなかった場合、当社は、サービス利用法人からの申し出に基づき、その期間に支払われたサービス利用料相当額をサービス利用法人に返還することとします。

第14条（サービス利用料の支払等）

- (1) サービス利用法人は、本サービスを利用する場合、サービス利用開始日以降における各月1日時点のドライブレコーダー型テレマティクス端末の貸与個数に、プランに応じた以下の金額を乗じた金額を、月額サービス利用料として支払うものとします。
 - ① スタンダードプランの場合：1,500円（税別）
 - ② シンプルプランの場合：1,300円（税別）
- (2) サービス利用法人は、請求開始日の属する月から月額サービス利用料を支払うものとし、その引き落としは、翌月27日とします。
- (3) サービス利用法人は、本条（1）に定める月額サービス利用料をサービス利用法人

- が指定する金融機関からの口座振替で支払うものとします。
- (4) 本条(3)に定める口座振替では、以下の各号すべてを満たしていることを前提とします。
- ① 指定口座が当社と口座振替の取扱いを提携している金融機関であること。
 - ② 当社が定める所定の方法に従い、口座振替依頼手続きがなされること。
- (5) 本条(2)に定める払込期日が金融機関の休業日に該当し、指定口座からの月額利用料の支払いがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日に支払いがあったものとみなします。
- (6) 本条(1)に定める月額利用料の支払猶予期限は、本条(2)に定める払込期日の属する月の翌々月の末日とします。当社は、支払猶予期限までに月額利用料金の支払いがない場合には、本サービス利用契約を解除することができます。
- (7) サービス利用法人は、本条(3)に定める指定口座を変更する場合は、当社が定める所定の方法により速やかに当社に通知します。
- (8) 本サービスの全部が解約、解除となった場合、サービス利用法人は、解約、解除日の属する月までの月額利用料を支払うものとします。なお、第8条(本サービス利用法人の義務)(2)⑥が行われなかった事により、第5条(本サービスの提供条件と内容)(2)のサービス提供が行われなかった場合においても、サービス利用料が発生します。この場合、サービス利用法人からの申し出以前に遡ってサービス利用契約を終了する事はできません。

第15条(本サービスの解約、解除)

- (1) サービス利用法人は、専用サイトを通じて当社に通知することにより、本サービスの利用の全部または一部を解約することができます。
- (2) 当社は、第14条(サービス利用料の支払等)
- (6)に定める場合のほか、次の場合には、サービス利用法人に対する書面等による通知をもって、本サービスの利用契約の全部を解除するものとします。
- ① サービス利用法人またはサービス利用者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
 - エ. 反社会的勢力(注)がサービス利用法人の経営を支配し、またはサービス利用法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ② サービス利用法人が第8条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあるこ

とが明らかである場合

③ サービス利用法人が、本サービスの利用に関し、当社または第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合

④ サービス利用法人の故意または過失により、第三者が本サービスを利用した場合

(注) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(3) 本条(2)に定める事由により、当社が本サービスの利用の全部を解除した場合は、第14条(サービス利用料の支払等)(6)に定める支払猶予期限を適用しません。

(4) 本条(1)または(2)により、本サービスの全部または一部が解約、解除となった場合は、サービス利用法人は、解約、解除日の属する月までの月額利用料金を支払うものとします。

第16条(本規約の追加・変更等)

(1) 当社は、当社が必要と判断する場合かつ以下のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。

① 本規約の変更が、サービス利用法人の一般の利益に適合する場合

② 本規約の変更が、サービス利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) 当社は本条(1)に定める本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を専用サイトに掲示し、またはサービス利用法人に電子メールで通知します。

(3) 変更後の本規約の効力発生日以降にサービス利用法人が本サービスを利用したときは、サービス利用法人は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第17条(個人情報の取扱い等)

(1) 当社は、本サービスを通じて取得する個人情報を、次の目的で使用します。

① 第5条(本サービスの提供条件と内容)(2)に規定する本サービスの内容の履行

② 本サービスの提供または本サービスに関する照会もしくは相談への対応

③ メールまたは郵送等での情報提供

④ 本サービスの改良または新機能の追加

⑤ 新規サービスまたは新商品の開発または開発のための分析、研究

⑥ 事故時の対応または事故防止活動

⑦ 保険金を支払うために必要な調査

⑧ 保険引受またはサービスの提供

⑨ アンケートの実施

⑩ 本条（１）①から⑨までの利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的

（２）当社は、本サービスを通じて取得する個人情報を、警察や裁判所等からの要請に応じて開示または提供することがあります。

（３）サービス利用者が本サービスを利用するにあたり、サービス利用者を特定しなければならない場合や当社に問い合わせをした際に連絡先の確認が必要となった場合等には、当社が氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報をお尋ねすることがあります。個人情報の取扱いに関する詳細は当社のプライバシーポリシー（三井住友海上ホームページ <https://www.ms-ins.com/privacy/>）をご覧ください。

第18条（サービス利用情報の取扱い等）

（１）当社は、サービス利用情報を取得し、その取扱いについては、第17条（個人情報の取扱い等）の規定のほか、本条（２）から（５）までのとおりとします。

（２）当社は、本サービスの提供期間終了後もサービス利用情報を利用できるものとします。また、その情報に著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定された権利を含みます。）や所有権が認められる場合には、すべて当社に帰属するものとし、サービス利用法人は当社およびいかなる第三者に対しても、著作権人格権を行使しないものとします。

（３）当社および提携先企業等は、サービス利用情報を第17条（個人情報の取扱い等）（１）に定める目的のほか、次の目的で使用します。

① 当社または提携先企業等の業務品質の向上に資する研究または交通事故防止・安全強化のための研修等

② 本条（３）①から②までの利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的

（４）複数人の情報を集計した統計情報として、または個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第36条（匿名加工情報の作成等）に基づく匿名加工情報として、第三者に提供することがあります。

（５）当社は、サービス利用情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

第19条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または適法な権利者に帰属しているものであり、サービス利用法人が利用するにあたり、サービス利用法人に対して、当社または適法な権利者の有する本サービスに含まれる知的財産権の利用を許可するものではありません。

第20条（免責事項）

（1）当社および提携先企業等は、本サービスの利用に関してサービス利用法人およびサービス利用者が被った次の損害については、一切その責任を負いません。ただし、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によって発生した損害を除きます。

- ① 『Fードラ』専用車載器取付時に発生した『Fードラ』専用車載器の破損、故障または配線等の切断等により『Fードラ』専用車載器が正常に動作しなかったことによる損害
 - ② 『Fードラ』専用車載器取付時に発生したサービス対象自動車の損害
 - ③ 『Fードラ』専用車載器取外し時に発生したサービス対象自動車の損害
 - ④ 『Fードラ』専用車載器が適切に設置されておらず『Fードラ』専用車載器が外れた等の事由による損害
 - ⑤ サービス利用法人が第8条（サービス利用法人の義務）に定める義務に違反したことによる損害
 - ⑥ 第7条（本サービスを利用できない場合）に定める事由の発生または第16条（本規約の追加・変更等）に基づく追加もしくは変更による損害
 - ⑦ インターネット利用回線やコンピュータ等サービス利用法人が使用する機器、ソフトウェアまたはハードウェアの動作障害による本サービスに係るシステムの中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセス等、その他本サービスの利用に関して発生した損害
 - ⑧ 本サービス利用中の書込み等、他のサービス利用法人や第三者による発言その他の迷惑行為による損害
 - ⑨ サービス利用法人のIDまたはパスワードの不正使用による損害
 - ⑩ ダイヤルアップ接続や不正アクセスまたは本サービスの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される接続に関する費用等の損害
 - ⑪ 本サービスの利用においてサーバ停止等の障害を発生させたことによるクレーム、紛争、損害賠償の請求等が起こった場合の損害
 - ⑫ 第三者のデータセンターへのアクセスまたは『Fードラ』専用車載器の不正利用による損害
 - ⑬ サービス利用法人が使用する自動車または機器の不具合等による損害
 - ⑭ サービス利用法人による『Fードラ』専用車載器の初期動作確認が未了の場合による損害
 - ⑮ 本サービスの利用によって、サービス利用法人が第三者に及ぼした損害
 - ⑯ 本条（1）①から⑮までのほか、本サービスの利用に関連して生じた一切の損害
- （2）当社は、『Fードラ』専用車載器等の利用を通じてサービス利用法人が得るすべての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第21条（本サービスの内容変更・廃止について）

- (1) 当社は、当社が必要と判断する場合かつ以下のいずれかに該当する場合、本サービスの内容を変更することができます。
- ① 本サービスの内容の変更がサービス利用法人の一般の利益に適合する場合
 - ② 本サービスの内容の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) 当社は本サービスの廃止にあたり、廃止の1か月前までに、本サービスを廃止する旨および廃止日を専用サイトまたは当社ホームページ上に掲示し、またはサービス利用法人に電子メールで通知します。

第22条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) 本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第23条（協議）

『Fードラ』専用車載器の貸与に関して疑義がある場合および本規約に定めのない事項については、サービス利用法人および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

（附則）

本規約は2021年4月1日から実施します。